

●香川県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年1月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 津田引田線（122号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市馬篠1105番2地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	11.1～13.7	23	平成28年香川県告示第 244号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成30年1月9日